

住宅の取得や改修をお考えの皆さんへ

定住移住のための住まいを応援 申請住宅課
IP050-5801-5652 FAX0748-24-5578

市民の皆さんが本市で住み続けるため、また、本市への移住者を増やすため、住宅の取得や改修の一部を補助（現金または三方よし商品券）します。

住宅取得に関する補助金

令和3年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得される場合に取得費の一部を補助します。

<p>① 市民子育て住宅取得事業</p> <p>上限20万円 (補助率5分の1/商品券)</p> <p>◆対象・条件 *令和3年1月1日時点で市内に住居登録があり、引き続き市内に居住している40歳未満の人 *中学生以下の子どもがいる世帯で子どもと同居する人</p>	<p>② Uターン者住宅取得事業</p> <p>上限20万円 (補助率5分の1/商品券)</p> <p>◆対象・条件 *令和3年1月1日時点で市外に住居登録がある人 *過去に市内に居住していた人または父母もしくは祖父母が市内に居住している人(義父母・義祖父母でも可)</p>	<p>③ 市民結婚新生活支援事業</p> <p>29歳以下 上限60万円 39歳以下 上限30万円 (補助率10分の10/現金)</p> <p>◆対象・条件 *交付申請時に夫婦のいずれかが市内に住居登録があること。 *令和3年1月1日以降に婚姻届が受理され、婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下であること。 *世帯所得が400万円未満であること。</p>
--	---	---

住宅改修に関する補助金

自己の居住する所有住宅を改修する場合に経費の一部を補助します。事前申込みが必要です。

- 事前申込期間
8月10日(火)まで(事前申込書、見積書、写真が必要)
*申込み多数の場合は、抽選会を実施します。



④ 市民定住住宅リフォーム事業 **申込み受付中!**

上限15万円
(補助率10分の1/商品券)

◆対象・条件
*自己が所有し、現在居住している市内の個人住宅を改修する人
*令和3年4月1日以降に着工し、令和4年2月28日までに完了する対象工事費50万円以上の工事を発注する人

- ※①～③は、住宅取得前に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。
※①～③は、市内に本社・事業所がある法人または市内に住居登録がある個人事業者（事業の一部を下請けさせる事業者を含む。）との契約が必要です。
※④は、市内に本社登記がある法人または住居登録がある個人事業者との契約が必要です。

20パーセントのポイント還元 お買い物は地元で!



いいね東近江!お買い物は市内でキャッシュレス!!

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ消費を喚起し、市内の中小企業を支援するため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済のポイント還元キャンペーンを実施します。
キャッシュレス決済を利用して、ぜひ市内のお店で買い物をしてみませんか。

- 対象期間 8月1日(日)から9月30日(木)まで
■対象のキャッシュレス決済



- ポイント還元対象店舗
対象のキャッシュレス決済サービスが利用できる市内中小企業者(大企業のフランチャイズチェーン店や医療機関などを除く。)
■ポイント還元率 最大20パーセント

■ポイント還元上限
利用したキャッシュレス決済ごとに月間最大5,000円相当、期間最大10,000円相当(PayPay、d払い、au PAYのすべてを利用すると、最大30,000円相当のポイントを還元)

- キャッシュレス決済の利用方法
アプリの登録から使い方まで、対象の店舗窓口で説明が受けられます。
・PayPay 市内のソフトバンクショップ
・d払い 市内のドコモショップ
・au PAY 市内のauショップ
■キャンペーン全体に関する問合せ
東近江市キャッシュレス決済ポイント還元事業コールセンター ☎0120-574-727

商工労政課
IP050-5802-9540
FAX0748-23-8292



ふるさとへのUターンを応援!

東近江市 定住移住相談会

本市に定住や移住を検討している人向けの相談会を開催します。
進学や就職を機に市外へ転出されていたご家族やご親戚で、Uターンを検討されている人はいらっしゃいませんか。
相談会では、移住後の住まいや子育て支援、就職・起業、新規就農、空家活用など定住移住に関する相談に対応します。

- 開催日時 8月12日(木)、13日(金) 10:00~16:00 (予約不要)
■開催場所 市役所本館1階ロビー
■対象者 東近江市に定住、移住を考えている人
商工労政課
IP050-5801-5610
FAX0748-24-1457



① 店舗の改修を支援します
小規模事業者が市内の経済団体が行う経営発達支援計画による支援を受けて作成した経営計画に基づき取り組む事業のうち、店舗の改修などに係る部分について、工事費用の一部を助成します。
■助成内容
工事費用の2分の1(上限50万円) ※50万円以上の工事に限る。

- 受付期間 9月15日(水)まで
■受付方法 商工労政課(本館2階)へ申請書類を持参してください。
※審査により、補助の可否を決定します。
※交付決定後に工事着手してください。
補助対象者、補助対象工事など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
商工労政課
IP050-5802-9540
FAX0748-23-8292
市ホームページ

